

北九州市農業委員会
第5回東部部会会議（令和5年度12月部会会議）議事録

1 日 時 令和5年12月8日（金）午前10時00分～10時27分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

江 島 事務局長	篠 田 次長	田 上 係長	飛 松 主査
安 藤 主査			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第26号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第27号	使用貸借権の解約について	2件
報告第28号	非農地証明願について	2件
報告第29号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第30号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第31号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	14件
報告第32号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件

【議 案】

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第16号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	16件

6 傍聴人

なし

事務局

ただ今より、令和5年度 第5回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、30名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第5回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容はご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略します。

議案書の11ページをお開きください。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区大字長野地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員

議案第13号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字長野の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項、門司区大字吉志地区担当の古田俊策委員報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第13号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字吉志の申請地において、ぶどう栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第3項、小倉南区大字井手浦地区担当の椰野委員報告をお願いします。

椰野委員

議案第13号第3項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が父より経営の一部を譲り受けるもので、大字井手浦の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

坂井委員

よろしいですか。議案第13号の3項ですが、譲渡人が2人いますが、これは父方の父か、あるいは奥さん方の父ということなんでしょうか。両方とも父からの譲り受けとなっているんですが、状況がよく分かりません。

部会長 事務局、よろしく願いいたします。

事務局 譲受人は、2人の譲渡人のお子さんではございません。譲受人は、今までお父様と一緒になさっていたんですけれども、この度、2人の譲渡人から土地を購入しまして、独立して経営をなさるという意味でございます。

坂井委員 譲渡人は持っている土地を今回譲受人に譲るわけですね。譲受人と譲渡人の親族関係はどうなっているんですか。

事務局 譲受人と譲渡人は、いわゆるご親族の関係ではございません。
備考欄の譲受理由を改めて説明しますと、今回、譲受人がお父様から経営の一部を譲り受け、経営する農地は、2人の譲渡人から購入して確保されるということです。

部会長 だから、新規営農ではないですよということですね。

事務局 新規営農ではないという意味でもあります。

部会長 それを言いたかったわけですね。

坂井委員 分かりやすく簡単に書けばいいんですよ。

部会長 新規営農ではないからおかしいなと思っていたんですが、そういう意味なんですね。

中谷委員 新規営農だったら、面接がいるからそれをなくしている。

坂井委員 譲渡人と譲受人とは親族関係は何もない。単純に言えば、譲渡人の土地を譲受人が借り受けて、経営規模の拡大をするということだけなんですよ。それであれば、父より経営の一部を譲り受けるという理由を譲受理由欄に書くから面倒くさいんですよ。

事務局 ここのところは基本的に耕作面積がゼロということでございますので、先ほど部会長からもございましたけれども、新規営農ではないという意味もございます。備考欄は、定型的な書き方になっております。

坂井委員 要するにパソコンのコピーペーストで貼り付けているケースが多いですよ、過去何か月分か見ていると。

事務局 この欄は、いわゆるメモ的な補足という意味合いもございますが、言葉は決まっておりますので、その言葉を選択するというようになっています。補足説明を記載するというのは、今まではしていません。

いと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 14 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の 14 ページをお開きください。議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」審議を行います。事務局から議案内容変更の説明があります。事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

議案書の 15 ページをお開きください。第 4 項の議案でございます。10 筆ほど申請が挙がってございますけれど、上から 7 段目の面積が 19 m²、こちらが皆さまに議案書を送付してから以降に、申請者の方から取り下げをしたいということで申し出がございましたので、取り下げということで今回議案の方からは削除させていただきます。

従いまして、議案としましてはこの土地を除き、面積の欄の一番下のところですが、件数を 9 件、面積を 5,663 m²に変更させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

位置図としては 19 ページをお開きください。一番左側の小さい三角形のところを取り下げということで削除になりましたので、変更をよろしくお願ひします。

部会長

それでは、議案第 15 号の第 1 項から川江調査長報告をお願いします。

川江調査長

議案第 15 号について、まず、第 1 項、申請地は、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地です。

建設事業者が、無蓋資材置場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第 2 項、申請地は、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地です。

建設事業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第 3 項、申請地は、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地です。設計事務所の無蓋駐車場として、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第4項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。福祉施設の無蓋駐車場として、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第15号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。議案第16号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」ですが何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第16号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、11番八木田委員と12番増田委員です。よろしくお願ひします。

その他で何かご質問等ありませんか。なければ事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局より5件連絡事項)

それでは、以上をもちまして、令和5年度第5回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。